

議会案第1号

寒河江市議会委員会条例の一部改正について

上記のことについて、別紙のとおり寒河江市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月21日

提出者 議会運営委員会

委員長 荒木 春吉

寒河江市議会議長 柏倉 信一 殿

寒河江市議会委員会条例の一部を改正する条例

寒河江市議会委員会条例（昭和42年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務産業常任委員会の項中「、企画創成課」を「、企画戦略課、みらい協働課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

寒河江市課制条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。